

## 専門職大学院認証評価に関する検討会議（第1回）議事録

1 日 時 平成18年1月27日（金） 10:30～13:00

2 場 所 学術総合センター 1113・1114会議室

3 出席者

（委員） 縣委員、磯部委員、伊藤委員、江川委員、圓川委員、亀岡委員、菊地委員、  
佐竹委員、杉山委員、高田委員、高橋委員、土肥委員、永野委員、中原委員、  
山田委員

（事務局） 木村機構長、荒船理事、長谷川理事、川口評価研究部長、加藤評価事業部長、  
河本企画調整課長 他

4 挨拶 木村機構長

5 主査及び副主査選出

互選により、主査に杉山委員、副主査に伊藤委員が選出された。

6 議 事

（ ；委員、 ；事務局）

（1）独立行政法人大学評価・学位授与機構専門職大学院認証評価に関する検討会議の会議の公開について

主査 それでは議事に入る前に、会議の公開についてお諮りしたいと存じます。まず、事務局からご説明をいただきたいと思えます。

それでは、お手元、配付資料3「検討会議の会議の公開について（案）」をご覧ください。

本検討会議決定として本日も決定いただく「会議の公開について」は、前文にありますように、資料2の検討会議規則8条の規定で「運営に必要な事項は検討会議が定める」とされていることを受け、会議の公開に関する取り扱いを定めるものです。

2の「会議の傍聴」ですが、会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ機構事務局

に申し出て許可を得る。ただし、当分の間は、「一」から「四」で各新聞社・雑誌等の協会に加盟する記者、「五」といたしまして各委員に随行する者、「六」といたしましてその他主査が認める者、とすることでいかがかということです。3といたしまして、その許可を得た方々は会議を撮影・録画・録音してはならない等制限するもの、4といたしまして、会議の進行を妨げる行為をしてはならない、というものです。5といたしまして「会議資料の公開」ですが、原則として会議資料は公開する。ただし、主査が公にすることにより率直な意見の交換等について支障があると判断した場合にはこの限りでない、とするものです。

また、議事録についてですが、6といたしまして、検討会議の議事録を作成し、原則として公開するとしております。但書につきましては、5の「会議の公開」と同様の趣旨です。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

主査 それでは、ただいまご説明のありました会議の公開に関して、もしご意見等ございましたらお願い申し上げます。

(「異議なし」の声あり)

それでは特段のご異議もないようですので、原案のとおり取り扱っていくこといたします。

## (2) 認証評価制度等について

主査 それでは、議事に入らせていただきます。

今回、第1回目の会議ということもありますので、既にご承知の方も多いかと思いますが、確認の意味も含めまして最初に認証評価制度の概要、それから専門職大学院制度の概要、これらについて事務局からご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、資料4「認証評価制度について」、資料5「専門職大学院制度について」について、ご存じいただいていることで恐縮ですが、確認ということで資料の説明をさせていただきます。

4の「認証評価制度について」の1ページ目「認証評価制度の概要」をご覧ください。認証評価制度は平成16年4月から導入された制度でして、「1.目的」にありますように、評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受けるこ

と、評価結果を受けて大学等が自ら改善を図ること、が目的とされています。

「2. 制度の概要」ですが、の大学等の総合的な状況の評価、いわゆる大学等の機関別の認証評価になりますが、こちらにつきましては、大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価を7年以内ごとに行うもの、といたしまして、本会議でご検討いただく事項ですが、専門職大学院の教育研究活動の評価につきましては、その専門職大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況についての評価を5年以内ごとに行うもの、とされています。

、それぞれの評価につきましては、各認証評価機関が定める評価基準に従って実施されるものでして、大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択できる、選択することとされています。

「3. 文部科学大臣による認証評価機関の認証」ですが、認証評価機関となるために、評価の基準、方法、体制等について一定の基準が省令に定められておりますので、それをクリアする必要があります。認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会で諮られた上で認証されるという制度になっています。

1枚おめくりいただきますと、参考1といたしまして、これまで認証された認証評価機関を記載しております。当機構のほか、大学の機関別認証評価を行うものとして大学基準協会、日本高等教育評価機構、短期大学の評価を行うものとして短期大学基準協会、専門職大学院のうち法科大学院の評価を行うものにつきましては日弁連法務研究財団が設置されています。

認証評価機関となるために必要な評価基準について、3ページ以降に関係法令を添付させていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして3ページの参考2「関係法令」ですが、その中ほど、第69条の4、第2項の第1号にありますように、「大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること」となっておりまして、第3項で「前項に規定する基準を適用するに際して、必要な細目は文部科学大臣が、これを定める」となっています。7ページの細目省令をご覧くださいませでしょうか。

「学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第1条第1項第1号に、大学評価基準が学校教育法、大学設置基準、専門職大学院設置基準等にそれぞれ適合していること、となっています。第2号にお

きまして、大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること、ということが規定されています。

そして、第1条第3項になりますが、専門職大学院の当該認証評価に係る大学評価基準について定められており、教員組織に関すること、教育課程に関すること、施設及び設備に関すること、そのほか教育研究活動に関することが評価基準として規定されている必要があるということです。

また、第2項ですが、いわゆる大学の機関別の認証評価に関することとして、専門職大学院認証評価の基準と比較いたしますと、第1号において基本となる組織に関すること、第5号として事務組織に関すること、第6号として財務に関することが入っているという違いがあります。

その関連で、第4条といたしまして専門職大学院のうち法科大学院に関する基準として必要な細目が定められております。例えば「ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保に関すること」でありますとか、「ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること」等細部に渡って規定されているところです。これは専門職大学院の中でも法科大学院に特化したものです。

資料4「認証評価制度」につきましては以上です。

続きまして、それでは専門職大学院制度について、資料5に基づき簡単にご説明申し上げます。1ページ目、「専門職大学院制度の概要」をご覧ください。専門職大学院の目的は、学校教育法におきまして「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」とされているところです。

以降、専門職大学院設置基準で定められている事項の概要をまとめております。

「標準修業年限」は、2年又は1年以上2年未満の短期間とすることとともに、教育上の必要に応じて長期在学コース、短期在学コース等も可能とされております。

「教員」については、高度な教育上の指導能力があると認められる者を一定数以上配置、専任教員のうち、おおむね3割以上は実務家教員とされております。

「教育方法等」につきましては、専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向もしくは多方向の討論・質疑応答などの適切な方法により授業の実施。学生に対しては授業の方法・内容、授業計画等々を明示し、成績評価等は基準に

従って適切に実施されること。教育内容・方法の改善を図るためのFDを実施すること。履修科目の登録上限が設定されていること。修了要件の単位数の2分の1を超えない範囲で単位互換が可能となっていること等々が定められております。

「修了要件」につきましては、先ほどの標準修業年限の2年、又はそれ以外の標準修業年限の場合は、それ以上の在学、30単位以上の履修等となっており、入学前の既修得単位についても2分の1を超えない範囲で見なすことが可能とされております。出される学位は専門職学位ということになっています。

1枚おめくりいただきますと、「専門職大学院制度の創設に至る経緯」ということで簡単にまとめさせていただいております。既にご存じのとおり、平成10年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」におきまして「高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行う大学院の設置促進」が提言されました。それを受け、平成11年9月に大学院設置基準が改正されまして、専門大学院制度の発足となっています。

それ以降、平成14年度までに、6大学6研究科・専攻が専門大学院として設置されたところですが、平成14年8月に中央教育審議会答申「大学院における高度専門職業人養成について」において「専門職大学院制度の創設」が提言されました。これは、専門大学院の役割を発展させるものということです。

それを受けまして、平成14年11月に学校教育法の一部改正、平成15年3月に専門職大学院設置基準の制定がなされて専門職大学院制度が創設したという流れです。

また、専門職大学院については専門職大学院制度の創設にあわせて認証評価が義務づけられました。平成18年1月現在、34大学・48専攻の専門職大学院が設置されている状況です。

3ページ目ですが、文部科学省のウェブサイトに掲載されている専門職学位課程と大学院の修士課程とを比較する資料を参考としてつけさせていただいております。

また、文部科学省で作成している資料ですが、4ページ、5ページに現在設置されている専門職大学院一覧、6ページに平成18年度開設予定の平成17年12月に認可された専門職大学院一覧を添付させていただいております。

以下、7ページ以降の参考3につきましては、「関係法令等」として、学校教育法の抜粋、専門職大学院設置基準のすべてを載せております。また、専門職大学院に関

し必要な事項等も載せておりますので、後ほどご議論の際にでも参考にしていただければと存じます。

資料の説明につきましては、以上です。

主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関してご質問等あれば、よろしくお願い申し上げます。

専門職大学院の評価の頻度についてですが、資料4の1ページ「2. 制度の概要」をみると、総合大学が専門職大学院を設置している場合は、総合大学として7年ごとに評価を受ける。その一部としての専門職大学院は、それ自身5年ごとに評価を受けるとされています。とすると、専門職大学院は大学全体としての評価を受けつつ、かつ、専門職大学院単独でも評価を受けるということでしょうか。

はい、そのような法制度になっています。

そうしますと、総合大学として評価を受けます。あるいは評価をします。そのときに専門職大学院は大学の一部として評価をする。他方、専門職大学院単独として見れば、5年ごとにするということになると、それだけ多く専門職大学院を評価する、その理解でよろしいのですか。

はい。

わかりました。

主査 私も同じようなことを思っていましたけれども、大学の一部として評価を受けるとともに、ほぼそれと同じ中身でもう1回別に評価を行うということではよろしいのでしょうか。

今のご質問について繰り返しになるかもしれませんが、資料4の関係法令をご覧いただきたいと存じます。

学校教育法の第69条の3、これが新たに平成16年度から施行されていますが、その第2項、第1項は自ら自己点検・評価を行い、その結果を公表するという条項ですが、その次に第69条の3の第2項で、前項の措置、自ら行うものに加えて、認証評価機関、文部科学大臣の認証を受けた者による評価、すなわち認証評価を受けるものとするされています。これは大学全体を対象とする認証評価ですが、第3項、専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもの、つまり機関全体の認証評価に加えて、当該専門職大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況についての認証評価を受けるものとするされています。専門職大学院については、

機関全体の一部として認証評価の対象となると同時に、専門職大学院についての独自の認証評価の対象となるという仕組みになっていまして、その期間については、機関全体の認証評価については7年以内に一度、専門職大学院については5年以内に一度という仕組みとなっております。

ただ、当機構の機関別認証評価の運用といたしましては、各学部研究科個々の具体の中身について深く立ち入るといような形での評価をするような仕組みになってございませんので、そういう意味では、専門職大学院についてダブルにかかるというような運用にはならないであろうと思っております。

以上、運用面も含めまして制度的な仕組みについてご説明させていただきました。

そうしますと、この会議の目的として評価基準等を考えようというときに、学校教育法第69条の3第3項に焦点を当てて行う。第2項についても専門職大学院に係るけれども、第3項についてこの会議が検討するような基準とか制度を全面的に適用するようなものではないという、そういう理解ですね。

はい。

わかりました。

資料4の7ページの省令に関連して1つと、資料5に関連して1つですが、省令の第1条第3項に認証評価を行う事項が「一」「二」「三」「四」と定められています。先程大学全体の評価基準と法科大学院の評価基準とでは違いがあるというご説明だったわけですが、これらに比べ専門職大学院は簡素な仕組みになっていますが、これは理解の仕方として、これしか評価をしてはいけないということなのか、あるいは、ここに前項の規定、あるいは法科大学院の規定を加えてもよろしいという理解なのか、というのが1点です。

それからもう一つは、資料5の4ページ以降に専門職大学院一覧がありますが、我々が検討する専門職大学院認証評価は、研究科に対する評価なのか、あるいは、その専攻に対する評価なのか、そこの区分けはどうなのか。例えば法政大学ではイノベーション・マネジメント研究科の中に、「ビジネス・MOT」分野のイノベーション・マネジメント専攻と「会計」分野のアカウンティング専攻がある。こういう場合、我々はどこに焦点を絞ってやっていくのか、その2点についてお聞かせください。

最初のご質問につきまして、資料4の7ページですが、これは文部科学大臣が認証評価機関として認証するために必要な最低の基準ということで、第4号に「前各号に

掲げるもののほか、教育研究活動に関すること」となっていますので、これだけでなければいけないということでもございませんし、法科大学院の細部にわたって規定されているようなことについて本会議において検討することを妨げるものでは一切ございません。そこは自由にご検討いただければと思います。専門職大学院としての質を保証するために必要な基準は何かという視点でご議論いただければと存じます。

それから、2つ目の研究科が専攻かということですが、あくまでも専門職大学院の評価ということで考えますと、研究科の中に専門職大学院ではないものも入っていますし、専攻が並立しているようなケースもありますので、そのことにかんがみますと、専攻ごとということになるかと思えます。

ただ、1つの研究科に複数の分野の専攻が入っているケース等もあろうかと思いますが、その評価の仕方については、本会議においてもその分野の考え方、どういう基準が考えられるのかということと並行でご検討いただければと存じます。

主査 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、ほかに。

資料5の「専門職大学院制度の創設に至る経緯」についてですが、私どもの医学研究科社会健康医学系専攻は、専門大学院制度ができておそらく第1号の専門大学院として設置されたのですが、その後、専門職大学院に変わったりというバックグラウンドがあります。そして、これだけいろいろな専門職大学院が設置されておりますので、理解をそろえたいと思うのですが、専門大学院から専門職大学院に移ったときに、「一層適した柔軟で弾力的な仕組みとするもの」ということで変化を解説してありますが、これは具体的に何か示されたものがあるのでしょうか。

専門大学院制度と専門職大学院制度の明確な違い、またその背景、趣旨についてご質問かと存じます。資料5の2ページをご覧くださいますと、平成11年9月の大学院設置基準を改正により専門大学院制度の創設されました。ここでは6つのポイントがございますが、これが仕組みの概要です。

その上で、平成14年8月中教審答申を受けて、職業人の養成により一層適した柔軟で弾力的な仕組みを設けるという趣旨で専門職大学院制度が明確に位置づけられたわけですが、その趣旨、仕組みの概要が、平成15年3月の設置基準の制定の下に5つのポイントで示しています。

具体的などころを比較しますと、例えば標準修業年限については、専門大学院では2年とされておりましたものを、専門職大学院では非常に多様な職業分野にかかわ

る専門職大学院の共通的な基準として位置づけるという趣旨から、「標準修業年限について、2年または1年以上2年未満の期間とする」というように修業年限について柔軟にする。また、実際の指導のあり方につきましても、専門大学院の場合には基本的には大学院制度の中での位置づけということで、「修了要件として特定課題研究成果の審査」といったことがございますが、専門職大学院では、「研究指導教員の配置を要せず、研究指導を必須としない」となっております。また、専門職大学院を従来の大学院からかなり特色を持ったものとして位置づけるということから、学位につきましても専門職学位を創設しています。このように、平成11年に置かれた専門大学院と比較して、高度専門職業人養成ということを明確に目的として掲げ、具体的な仕組みの上で、それを実現するための学位の面、あるいは修業年限の面、研究指導の面、また、教員の配置の具体的なあり方についても相当柔軟な形で位置づけたものと思っております。

背景については、平成10年10月の大学審議会答申、また、平成14年8月の中教審答申の中でそれぞれ位置づけがされております。参考資料1をご覧いただきたいと思えます。

この1ページ目に、大学院における高度専門職業人養成についての答申、その中に、目的・役割などのまとめがございますが、これが高度専門職業人養成の目的に特化した専門職大学院の背景、あるいはその具体的な目的が答申の中で位置づけされており、それを法令上、制度化したと理解しているところです。

長くなりまして恐縮でございました。以上です。

主査 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

あまり今の段階で突っ込んで議論するべきではないと思っておりますので、「専門職大学院」という評価でやる、専門職大学院という制度は、研究指導をやらなくてもいいということになったことは、ものすごく大きな変化のような気がするのですが、それくらい理解で会議としては進めていただいて、折々にまたご質問させていただきたいと思えます。

ただいま理事から説明がありましたように、すべて中央教育審議会の答申から派生したものです。私も中教審の大学分科会において、議論に参加しておりましたので、若干事情を承知しておりますが、平成10年10月の、例の「競争的環境の中で個性が輝く大学」という副題のついた答申に、「高度専門職業人養成に特化した実践的教

育を行う大学院の設置促進」ということが盛られています。この答申が基になって幾つかの専門大学院がつけられたのですが、その後、ご承知のとおりロースクールの問題が出てきました。

そういうことから言いますと、専門職大学院の対象は、あの時代、ロースクールだけだったと言ってよいと思います。それでロースクールについて、現在ある法学部の大学院の修士課程とどう切り分けるのかという議論が出てきて、今、先生がご指摘になりましたように、専門職大学院は実務家を養成するんだ、であるから研究はしなくてもいいんだということになり、その線で選別をすることになったのだと思います。

そういうことで、中教審の議論そのものもそれほど純粋な動機のもとに始まったことではないということもありまして、今、先生が持っておられるような疑問が各方面から出されております。私の印象ではその辺の点についてそれほどすっきりした形になっていないようです。

主査 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

この後の議論でも随時問題の提起、あるいは質問等をお出しいただくことにして、今の段階では認証評価制度、専門職大学院制度、それぞれについて一応基本的なことを確認して知識を共有したという前提に立って次へ進めさせていただきたいと思います。

### (3) 専門職大学院認証評価に関する検討方針及び会議の進め方について

主査 それでは、この検討会議の検討方針、今後の進め方、この兩者についてご審議をお願いいたしたいと存じます。

それでは、事務局から、ご説明いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料6「専門職大学院認証評価に関する検討会議の進め方について(案)」に従いまして、まず、この検討会議の進め方に関してご提案させていただき、ご意見いただいた上で、その後に基準のご提案をさせていただきたいと思います。

まず資料6、最初に「設置の趣旨」があります。これは既にご説明したような専門職大学院認証評価の事情が書いてありまして、(3)といたしまして、こういう事情も踏まえて専門職大学院の認証評価機関、これは最初に機構長が申しあげましたよう

に、すべての分野について私どもが評価を行うというわけにはいかないかもしれませんが、関係団体でご検討されているところもあります。そういうことも勘案いたしまして、本検討会議では、法科大学院以外の専門職大学院について、まずその評価基準を検討する。そのために、この検討会議を設置させていただき、先生方にご協力いただいている次第です。

では、この検討会議がどのような検討方針で進むかということで、先ほどご説明しました資料5の4ページ以降の既に設置されている、あるいは4月から設置されるであろう専門職大学院のリストを見ていただきますと、大変幅広い分野です。私どもは、2000年から国立大学及び公立大学の一部について試行的評価を行い、またその検証を行いましたし、大学、短大、高等専門学校の間別認証評価、それから、法科大学院予備評価を実施しているところですが、私どもの機構の設立の経緯から勘案しまして、これらの専門職大学院についてもカバーする必要があるということが私どもの基本的な考え方です。

したがって、専門職大学院が非常に広い分野にわたっており、これを1つずつ全部やっているは大変なことになりますので、まず最初に、専門職大学院の分野分野に共通な事項というものをご検討いただき、それを確定した上で、それぞれの分野の固有の問題についてご検討いただき、それぞれの分野の認証評価の基準を作成するという検討方針ではいかがかということです。

「共通な事項」というのは、比較的設置数が多い「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」等々を考えましようと考えていますけれども、この共通部分はもちろんこの3分野以外の分野にもなるべく適用できるものとして検討したいと考えているとご理解いただければと思います。

検討いたしました評価基準に関しましては、先ほど機構長からごあいさつ申しあげましたように、私ども機構がすべての分野について評価を行うということでは必ずしもありませんし、関係各団体で認証評価の機関になること、あるいは認証評価を実施することをご検討いただいているようですので、そういうところの参考になるものとして作成し、これを公表して、それに対してご意見をいただいでつくり上げていく。

また、基準の作成に当たりましては、もちろん法科大学院以外の認証評価を行う認証評価機関として、私どもがある程度、どういう分野でどういうふうにとということを検討する必要がありますし、関係諸団体でどういう分野のことをお考えになるかとい

う事情もありますので、その辺も勘案しながら私どもも認証評価機関に申請するという事も視野に入れてこの検討をさせていただきたいと思えます。

2枚目はスケジュールです。本日、第1回の会議では私どもの基準のたたき台等をご検討いただき、いろいろご意見をいただいた上で3月を目途に第2回の検討会議を開催し、さらにご審議いただくこととしております。その後、「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」それぞれの分野で共通的な事項を定めた上で各分野で特に注目していただく点はどういうことなのかということをご議論していただき、第3回、第4回での審議を経て、評価基準のモデルを作成し、これに対する意見照会させていただき、その結果をまとめて、8月ぐらいには一応のモデルとして形にさせていただければありがたいと考えております。ここまでの段階までがこの検討会議でお願いしたい件です。

その後、もし私どもが評価機関になるということを想定しますと機構の中に認証評価委員会というものを設置いたしまして、具体的にそのモデルに従ってそれぞれの分野、あるいは共通部分についての評価基準や自己評価実施要綱、評価実施手引書等を作成し、文部科学大臣に評価機関としての申請を行う。認証されましたら、その後は説明会等々を開きまして評価を実施する。こういうスケジュールを考えております。

したがいまして、繰り返しになりますけれども、本検討委員会のスケジュールといたしましては本日から8月までを目途にご協力いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

主査 ありがとうございます。

それでは、今、ご説明のありました内容について、ご質問等、ご自由にお願いたします。

「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」という3つの分野を中心に検討するということですが、多分、MOTはMOTの関係大学間で、今、認証評価の問題を検討しています。「ビジネス・MOT」という区分は、今後の検討の中で分けるとか、そういったことは可能なのでしょうか。

今ご指摘のように、それぞれの分野で関係の先生方にご検討いただいて、違う部分があるんだという結果になれば、そういう区分でやると。分野共通の事項を置きつつ、分野固有の部分については、今おっしゃったように分けるということもあり得ると思えます。

わかりました。

主査 ほかにいかがでしょうか。

こういう検討方針自体は否定しないんですけれども、例えばMOTで工学色が強いところはJABEEのような組織が既に検討を行っている。そういうところにとっては、この検討会議で評価基準を審議して参考にせよと言われても、あまり参考にならないのではないかと考えています。

全くまだ何もやっていませんというところにとっては、こういう方針にのっとった審議は非常に参考になると思うのですが、この検討会議の課題ではないのかもしれませんが、むしろそういうMOT、あるいは会計が特に該当しますが、そういうところにとって参考になるのは、認証評価機関自体のマネジメントのあり方、事務局の運営の仕方、それはお金の問題も含めて、どのぐらいが損益分岐点でやっていくのかというようなお話ですとか、現実に評価者・評価員のトレーニングをどうやってやるのかというような話ですとか、そういうことのほうが非常にクリティカルに参考になると思います。評価基準としてある程度固まっているものがある場合には、そちらのほうはあまり参考にならないとされていて、もう一方の、今、私が申し上げたようなこの検討会議自体の検討事項ではない案件に関してどう扱うのか、もしお考えがあったら教えていただきたい。

基本的には、すべての専門職大学院について必ず当機構が認証評価機関としての位置づけを得て、それを実施するという考え、構想を持っているわけではありません。先ほど来のご質問等にもありましたように、各分野でさまざまな取組を進め、あるいはこれから進めようとしている、あるいは、当機構でこうした検討に着手をしたということをお聞きいただいてではそれを十分参考にしていこうというご意向のところ、また機構がその当該分野についての認証評価機関としての立ち上げに期待をされているところなど、さまざまな幅、差があることについては、私ども、十分認識しているつもりです。

例えば、資料5の参考1の分野ごとの現在の専門職大学院の一覧をご覧くださいますと、一応、まとまりとして「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」と書いてありますが、その研究科名、また専攻名を拝見しただけでも、「ビジネス・MOT」はかなり幅広いもの、工学系から、あるいは国際系、マネジメントなど、さまざまなものを一括した形で「ビジネス・MOT」という示し方をさせていただいております。

それぞれの中でもさまざまな取組や考え方をお持ちであろうと思いますので、そういう意味で、一応、基本的な検討の枠組みとしては先程ご説明申し上げたような形で、この検討会議をお進めいただきたいと考えておりますが、その取り扱いについては、ご意見を各分野からお聞かせいただきながら、この検討自体も柔軟に進めていくということを基本として考えてまいりたいと思っております。

それから、もう一つは、実際に認証評価に当たる、あるいはその認証評価機関を自ら立ち上げて運営に当たろうとする場合には、基準設定とは別に、むしろ評価組織の運営とか、あるいは評価者のトレーニングといったことについて非常に大きな関心をお持ちだということも十分理解できるところです。

そうした課題についても、基本的には評価基準についてのご議論を進めていただく中で、積極的にお出しいただきたいと考えています。当機構は認証評価機関であり、また法科大学院の認証評価も現在着手しておりますので、そうした経験なども十分生かして、また参考にしていただきながら、必要に応じて対応なりノウハウなりをこちらからも提供させていただき、それを活用していただけるような運営に当たってまいりたいと思います。

主査 それでは、ほかにいかがでしょうか。

検討方針については、この検討会議の目的に合致するようなことですので、特にこれについて申し上げるつもりは全くないのですけれども、 の「分野固有の事項」というのが「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」ということに集中されるということであれば、私の関与すべき部分は主に の「専門職大学院の分野の種類にかかわらない共通の事項」ということになると思うのですけれども、「教育研究活動の状況」に関して、私どもの専門職大学院は、専門大学院として研究指導教員の人数がたくさん要求されるにつくられて、それがその後、専門職大学院になって研究指導は必ずしも必要ないということになり、これが実は私どもの分野では全国的な1つの大きな課題になっているのです。

そういうところの問題点は考慮せずに、専門職大学院ということで特に教育の分野について集中的に検討していくという理解でよろしいのでしょうか。

もう少し言わせていただきますと、私どもは研究指導ということに非常に重点を置いています。また、私どもは保健医療という関係ですけれども、例えば助産師等の養成のようなことを行う専門職大学院も設置されてきているという背景があるわけで

す。

ここでの検討は先ほどの機構長のお話を類推しますと、研究指導ということは必ずしも必要ないということを考えれば、教育を中心にやっていくという感覚でよろしいのでしょうか。私がこの検討会議に参加するときの心構えということになるのですけれども、その点についてお教えいただきたいと思います。

今ご指摘の点は、とりあえず3分野について検討を行うということにさせていただきますが、ここだけで終わるということでは決してありません。おそらくほかの分野も、随時、個々にどういうことを考えながらかということは議論する必要があると思います。

それから、私どもは「教育に軸足を置いて」とよく言っておりますけれども、やはり、この評価は、それぞれの専門職大学院の「個性輝く」ということが、これは98年の大学審議会の答申に盛り込まれておりますが、これも当然この条件の中に入りますので、それぞれの大学院の目的に即して、評価するという部分は必ず出てまいります。もちろん、質の保証ということは求められますけれども、それぞれの大学の目的に照らして個性を伸ばすという、これが第2の目的でございますので、今ご指摘のように確かに研究というものが教育とつながって必要であるということになれば、当然その部分は評価する対象にはなり得ると思います。ただ、教育と全く無関係の研究もあるかと思っておりますけれども、やはり教育と密接につながった部分は、当然、評価の対象になり得るのではないかと考えております。

実は、公衆衛生大学院につきましては、もう70年以上の長い歴史がありまして、厚生労働省が70年前に「国立公衆衛生院」、最近、「国立保健医療科学院」に名称が変わりましたが、そういうことでやってきており、大学で公衆衛生大学院というものを設置してやりたいというのは、教育研究に携わってきた大学側、医科大学側から見ますと、待ち望んできた制度なんです。そのような背景がありまして、この認証評価に関するここでの議論、そして、その結論から私どもは今後の公衆衛生大学院、専門職大学院という位置づけになると思いますが、それを発展させていく1つの方向性みたいなものをここからある程度感じ取ると思うのです。

欧米では、研究指導のほうが非常に重点になっておりますので、そういうような背景もあり、ぜひその辺の配慮といいますか、私どもの公衆衛生大学院ということではなくて、全国の医科大学における公衆衛生大学院の発展ということも考慮に入れてい

ただき、検討の過程において発展を阻害することのないようにぜひお願いしたいと、このように思います。

主査 ありがとうございます。今のご要望について、何かお答えになることがありますか。

具体のご提案といたしますか、説明を後ほど申し上げるところですが、大きく分けて「専門職大学院の分野の種類にかかわらず共通的な事項」と「分野固有の事項」という整理をさせていただいた上で、今、ご指摘の「分野固有の事項」というものは、それぞれの分野の沿革、あるいは、実際に研究指導が非常に重視された分野であるといった、そうしたところの特色なり個性といったものは、今後の審議の上で具体的なケースに即しながら十分考慮していく課題だと思いますし、そのように審議を進めていただければと思います。

先ほどの資料6のスケジュールなども含めて、当面、スタートとしては「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」、この区分についてはいろいろご議論が当然あるかと思いますが、これらの現在比較的設置数の多いものを中心に議論を進めていく。その中で、それにとどまるということではなく、非常に多様な分野の専門職大学院が現にスタートしているわけです。この専門職大学院の認証評価は、平成16年に実施以後、5年以内ごとに一度という位置づけがありますので、平成20年度までにはおおよその分野が認証評価を受け得るような状況、環境をつくるということが非常に大切であり、また、機構の大きな役割であろうと認識しておりますので、スタートの時点では仮に「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」というものを大きく括って、具体的な形で検討を進めていただければ私ども考えておりますが、平成20年度までにはおおよその分野をカバーできるように、各分野の固有の事項等を検討する中で、それぞれの分野特有の課題、あるいは必要な事項について、柔軟に検討を進めていただければと思っております。

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

専門大学院から専門職大学院へ移行したケースというのは、今のお話以外にも少しあると理解してしまして、研究指導がある・ないということの違いが専門職大学院に移ったときにどういう制度として出てくるかということ、例えば論文を書いて修了させることにしているか、あるいは、コースワークだけかということだと思います。

専門職大学院の設置基準ではコースワークだけでいくということになっているわけ

ですから、それをベーシックな形態と考えると、研究指導があるとか、あるいは論文を書いて修了するというのは付加的な段階と考えるとすれば、この方針でいただいている「共通な事項」というのは、そういう制度に基本的にのっとったものという部分で、論文を書いたり指導があるというものは、それが分野固有として付加的と考えるか、あるいは制度全体として付加的と考えるかというようなとらえ方をして分けて考えればよろしいのではないかという印象を持ちました。

おっしゃるとおりです。私どもも専門大学院としてスタートした時点から修士論文というのは課さない。しかし、課題研究ということで1年間勉強させて成果を發表するというのでやっておりました。

専門職大学院に変わったときに、この部分はどうも問題だということで、課題研究を1年間、必須からやめました。

ところが、それをやりますと、学生はコースワークだけでは真剣に勉強しないという表現をしたらちょっと問題なんですけれども、そういうことがはっきり出てきたものですから、1年でまた課題研究を復活させました。そうしますと、また一生懸命勉強して、いわゆる専門職という自覚もできるし、勉強をしていくということになるんです。

欧米でも、ほとんどの場合は論文を書かせるのですが、公衆衛生大学院で一番古いジョンズ・ホプキンス大学では実は論文は書かせないんですね。そのような背景もありまして、今、おっしゃったことは、原則はそのとおりなんですけれども、実際の教育効果とか、あるいは諸外国との比較とか、そういうことを考えますと、いろいろ問題点があります。私どもも試行錯誤をしているということです。

このことは、実は私どもの分野ではWHOレベルの話にまでなりかねないわけですし、実は厚生労働省の国立公衆衛生院では論文は書かせないんですが、実際は論文は書かしているんです。つまり、課題研究というようなことで自分の研究した成果を發表すると。これは外向けには修士論文と同じものになるんですけれども、言葉の上ではそういう具合に言っているわけです。

国立公衆衛生院の教育体系はWHOはもう認めておりまして、それが70年間、世界的には通用している。それでこの専門職大学院ということで、現在の私どもの専門職大学院のこういう制度をWHOはおそらくは問題なく認めるとは思うんですけれども、今のところはまだはっきりとした見解は出ていないという状況があります。いろ

いるなことを考え合わせますと、この部分は大きな問題点であり、検討を要する点ではないかと。

この点は、認証評価の、現実的には実際に教育をやっている人間、そして教育を受けて卒業していく人間が社会でどのように評価されるかというところにかかなり影響してくるような感じがしますので申し上げたわけです。

申し上げたかったことは先生と同じことです。現行の専門職大学院設置基準にのっとれば、コースワークだけでいい。ところが、専門職大学院の判断でそれ以上のことを課してもいいわけですね。ですから、それを分野としてこの評価の枠内で決めるということは認められると思います。

ただ、評価制度全体は、やはり設置基準に基づかなければいけないだろうと思いますので、その付加的部分については、その分野でもし必要だと判断されるのであれば、その分野固有の事項の付加的なものとして設定するということは制度的には認められるのではないかとということを申し上げたかったのです。

副主査 認証評価というのは、やはり最終的には教育の質を改善し、それを保証することです。そうしますと、お聞きしたいんですけども、これはあくまでも我が国の専門職大学院設置基準で設置認可された専門職大学院だけを対象にした評価基準というものをお考えになっているのか、やはりこれからは国際的に通用するようなことまでも視野に入れて考えていくのか、または、国際的に活躍する高度専門職業人育成を目指してこの専門職大学院ができたならば、専門職大学院だけではなくて、同じような教育機能を有しているところも仮に認証評価を受けようとした場合に、そういうところも見えてあげるような基準を考えていくのか、また、日本だけのことで考えていくのか、これからボーダーレスの教育を考えたときに開発途上国における高度専門職業人育成など、認証評価はそこまで視野に入れて考えていくのか、ここはあくまでも専門職大学院設置基準で設置された専門職大学院だけのことを考えていくのか、その点についてはどうなんでしょうか。

専門職大学院の認証評価として、評価の対象とされる大学院というのは、学校教育法上の規定に基づき専門職大学院設置基準を踏まえて設立・運営されている専門職大学院が対象となります。

ただ、専門職大学院の認証評価に当たっての評価基準は、専門職大学院設置基準をベースとしながらも、各認証評価機関の判断によって必要と考える評価基準を評価機

関が設定した上で、それに基づいて認証評価を行うこととなりますが、仮に複数の評価機関がある場合には、各専門職大学院がその中から選択してお受けになることとなります。したがって、こういった評価基準に基づいてこの認証評価を行うかということは、まさに本検討会議でご議論いただくことですが、その際には、専門職大学院は、当然、国際的な視野とか各関係の分野における世界的な動向なども十分に視野に置いた運営を各分野で行っておられると思いますので、そうしたものは各認証評価機関が評価基準を設定する際に考慮すべき重要なポイントとなるものであろうと思っております。

したがって、対象としては制度的に専門職大学院ですが、その評価基準をどういう形で設定するかということについては十分ご議論をいただいて、それぞれ最適な評価基準を設定し、それに基づいて認証評価を行っていく、それによって各専門職大学院の質の向上、また、それぞれの個性の一層の発揮、目的の実現のために活用されるようにしていくといったねらいで考えておりますし、また、そうした方向でのご議論をぜひ積極的に進めていただければと思っております。

主査 よろしいでしょうか。

検討方針については、まだいろいろご意見もあるかとも思いますし、ただ今、ご議論がありましたように、個別の分野で考えていきますと、過去の経緯や現状がそれぞれにあるかと思しますので、この後、事務局では今のようなご要望等も適切に踏まえていただきながら進めていただくことにして、とりあえず「共通的な事項」とそれから「分野固有の事項」と分け、「分野固有の事項」については3分野を中心にまず検討を進めていくと、そういう基本方針、考え方で進めさせていただきたいと思っております。

#### (4) 専門職大学院評価基準等について

主査 それでは、続きまして専門職大学院の評価基準そのものについてのご審議をお願いいたします。きょうは事務局のほうで配付資料7-1から7-3まで評価基準に関する資料を整理していただいておりますので、そのご説明をいただいて、その後、各委員からご自由にご意見を頂戴したいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、資料7-1、2、3とありますが、これを使ってご説明申し上げたいと思っております。

資料7-1「大学評価基準等と専門職大学院評価基準モデル(たたき台)との比較」は、私どもが2000年から実施いたしました試行的評価、またその検証結果等を踏まえつつ、左側の機関別の大学評価基準それから右側の法科大学院評価基準を策定し、現在、既に実施している段階です。今年度の3月には機関別大学評価の評価結果が公表されますが、こういう評価基準をつくりました。

その上で、それに関するいろいろなご意見、あるいは実行している間に多少不具合等々もありました。例えばこの大学評価基準を見ていただきますと、基準が1から11まであります。こう並べてみますと、幾つかの項目で両者にまたがっているといったことがありましたので、そういうことも含めて、真ん中の専門職大学院評価基準モデル(たたき台)をご提案させていただいております。

それからもう一つ、機関別の大学評価基準と法科大学院評価基準、この2つの相違点を簡単にご紹介させていただきます。いずれも認証評価の目的は、第1は質保証、英語で言えばアクレディテーションもしくはクオリティー・アシュアランスということです。第2がそれぞれの大学での活動の改善に資するという。第3が、説明責任を果たす、いわゆるアカウンタビリティ。この3つの目的がありますが、法科大学院の場合には、先ほどご紹介した幾つかの法律などにもありましたように、かなり質保証というか、適格認定、その基準に適合しているという要素が強くなるということがあります。その辺が機関別認証評価と法科大学院認証評価の多少違うところかと思えますけれども、その辺を含めまして、今回、こういう幾つか並んだ基準、それから、専門職大学院に関して、評価すべき内容 内容というのは、法律で求められている最低の内容という意味でしょうか、その上で、私どもの機構としてどういうことを考えたらいいか。

先ほどのご質問と関連いたしますけれども、これが設置基準以下であるということはもちろんあり得ません。設置基準を踏まえた上で、機構なりそれぞれの認証評価機関が独自の水準・基準を設けて評価する。

今回、この専門職大学院に関してどういう基本的な方針を打ち出すかということはこの基準をご討議いただく間に、多分、出来上がって来ると思いますが、今まで実行いたしました機関別認証評価に関しましては、参考資料3「大学機関別認証評価実施大綱」の1ページをご覧くださいと、例えば機関別認証評価に関する基本的な方針が箇条書きで記載されています。(1)から(6)まで、おそらくこうい

う基本方針について本検討会議でご審議いただくこととなります。ここをご覧いただきますと、もちろん評価基準に基づく評価であるという、これは認証評価の基本であります。それ以外に、例えば各大学の個性の伸張に資する評価、あるいは、私どもの評価は国際的な方向性も十分勘案して実施する。そういうことも含めてご審議いただき、基準をつくる必要があるだろうと思います。

私どもとしては、こういう機関別認証評価の基本的な方針というのはそう変化するものではないと思っておりますが、個々の分野になりますと、先ほど研究に関してのご質問がありましたけれども、これはやはりそれぞれの専門職大学院の教育方法とか教育課程を編成する上で、そういう研究といいますか、そういうことがどういうふうに必要なかと。ですから、分野によっては先ほどご紹介いたしましたように必須にはしないということであって、修了論文、こういうものはやってはいけないということが書いてあるわけでは決してございません。それぞれの分野によっては、教育をする上で非常にエッセンシャルであるということは当然起こると思いますので、その辺は教育方法あたりでそれぞれの分野の個性というものを是非発揮していただいて、それを評価するという体制を考えていくということで、本日、このたたき台をご提案させていただきます。

それぞれの基準1から6がどういう内容があるのかというのは、資料7-2「専門職大学院評価基準モデル【分野共通事項】のフレーム（たたき台）」をご覧いただきたいと思います。

ご覧いただきますと、基準1というのは、それぞれの専門職大学院には当然、教育目的というのがあるわけですので、その目的には明確性、適合性という、非常に固有の目的があるわけで、そういうものが明確に定められているか、また、学校教育法の第65条第2項に適合しているかということ、そして、そういうものがきちんと社会、あるいは学生等々に向かって周知・公表されているかということ。そういうことが明確になりますと、それに沿った学生の受け入れが行われているかどうか、それから、具体的にその学生定員の問題がありますけれども、こういうものが基準1の内容とお考えいただければと思います。

基準2は、教育を推進していくための教員組織がきちんと適合する状態になっているかどうかということで、教員の配置、教員の採用、昇格時にどういう原則でやっているかということ、それから、先ほどご質問がありましたように、分野によって、あ

るいは分野に限らず、教育の基礎となるための研究活動が当然ありますので、そういうものがきちんと行われているかどうかということ、そのほかに、教員のみならず、教育の支援者、教育補助者というものが活用され、十分機能しているのかどうかということを観たいというのが基準2であります。

基準3は、教育課程というものが適切に構築されているかということ。先ほど修了論文とかそういうものが分野によっては非常に重要であるというお話がありましたが、教育課程がどのように編成されているか、そういうことが教育の目的に適合しているかと同時に、学生のニーズや、社会の要請というようなことに対応できるようなものになっているか、それから、そういう教育課程が出来上がりますと、それに伴っているいろいろな授業形態、学習指導法などありますので、そういうものの整備ができているか、そして、そういうものが機能し、有効に活用されているかという問題。また、成績評価、単位、修了認定というのがありますので、こういうものが公平、公正、かつ厳格に行われているか、これらのものも含めて評価をするという構造になっております。

基準4は、教員組織というのは私どもでよく「インプット」と言いますが、そういう組織をつくり、教育課程というのはプロセスです。そのプロセスでさらに評価をしなければいけない。また、成果、いわゆる「アウトカム」を評価する必要がありますので、この基準4では教育の結果としての成果がどのように上がっているかということの評価する基準になっております。したがって、その中には、単位取得状況、修了状況のみならず、学生の授業評価の結果とか、ある程度時間が経てば、修了した方々のその後の進路の問題、修了者が社会に出て具体的にどのように役に立っているか、こういう成果を評価するということが必要になるかと思えます。

そのほかに、そういう教育課程を実施するためには、当然、施設・設備といったハードウェアのみならずソフトウェア、その教育環境、この教育環境の中には例えば学生に対するガイダンスとか助言体制などがありますが、こういうものも基準5で評価をしようという構造になっています。

最後に、非常に重要な点は、この評価が改善に資するという大きな目的としておりますので、評価結果をきちんとフィードバックして、教育の質、あるいはそこで行われている活動の質の向上に資するようなシステムがあって、かつ、それが十分機能しているかということが基準6であります。

こういう項目で最初に申し上げましたように、すべての専門職大学院の評価をする上での共通事項としてご検討いただき、ご検討していただく過程におきましては、今度は各分野でご検討していただいた結果をまた逆に持ち上げてきて、共通事項を改めて少し工夫するという必要も当然起こると思います。そういうことも含めて本日、たたき台をご提案させていただいたとご理解いただければと思います。

こういうものをご提案した上で、検討のポイントを資料7-3に並べてみました。これは決してこれだけであるということの意味しておりません。私どもでこういうポイントがあるであろうということで挙げてみました。今ご説明しましたような評価基準の構成、あるいは項目の組合せ・配列などがこういうものでいいのか、もう少し工夫したほうがいいのかということが第1点であります。

それから、先程申し上げたように分野共通の部分と、分野固有というのがあります。もちろん、固有の中には、1つ1つの項目の中でどういう部分をこの分野では注目すべきかということもあると思いますし、あるいは、このレベルでこういうようなものを入れる必要があるかもしれないということもあると思いますので、(1)(2)のポイントを挙げてみました。

それから、今、ご説明いたしました各基準に関して、ご検討いただく必要があるであろうと思われる点を幾つか並べてあります。

教員組織に関しましては、専門職大学院にはこれは法科大学院も同様でありますけれども、実務家教員というものがおりますので、こういうものが教員組織に効果的に機能しているのかという問題は、専門職大学院に非常に固有の問題、共通的にあるものではないかなということです。また、教育課程に関しましては、いわゆる理論・実務の架橋になるような具体的な方策が果たしてどういうものであろうか、こういうものを多分見る必要がある。これはおそらく各分野でかなり固有の問題が出てくるのではないかと思います。それから、教育の成果に関しましては、そこに書いてあるとおりであります。そのほか幾つか、「その他」として挙げさせていただいておりますけれども、こういうポイントをご検討いただければと思います。これは、私どもが思いつくものを並べただけでありますので、このほかこういうポイントも検討したほうがいいんじゃないかということを是非ご意見いただければと思います。

本日、非常に大部なご説明をいたしましたので、これを今すぐ全部というわけにはまいりませんので、むしろこれをお持ち帰りいただいてご検討いただき、ご意見いた

だいて、次回にもう少し詰めるということをしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

主査 どうもありがとうございました。それでは、今の資料、ご説明に対して、ご議論いただきたいと思います。

3点ございます。最初は、設置認可と評価の関係、2つ目は体系的評価基準、3つ目はフィードバックへの対応です。

まず第1は、大学評価そのものは一般論的に言って事後規制に移ってきたということだと思います。認可がなされなくて届け出等で設置された大学が質的に維持されるかということで事後規制だと、そう私は理解しています。ところが、専門職大学院の場合には事前規制で、設置認可をしている。したがって認可された段階では設置基準を満たしているというのが前提です。そうすると、認可によって既に認められている項目についても評価すべきかということ、ほかの場合と違うと思うのです。

例えば、「教育目的」の「目的の明確性」とか「目的の内容と学校教育法との適合性」というのは、認められているから認可されているわけで、それを事後規制として評価する意義があるかどうか。むしろ、設定された目的に対して成果が適合しているかどうかという議論の仕方をすべきではないかというのが第1点です。

第2点は、外形的な、特に定量的な評価基準について、私の記憶が正しければ専門職大学院設置基準の場合に特に施設等については明確な基準がないんですね。個別の状況に応じて認可をしている。例えば専任教員の数とか実務家教員の割合については、定量的な基準はあるとしても施設等についてはない。そうすると、それをどういう形で外形的基準をつくっていくのか。全部個別のものとして見るのか、あるいは分野ごとに何かを置くのかというのは非常に重要な問題であると思います。設置認可のときに、共通な尺度がないわけですから、私の感覚では、共通のそうした外形的評価基準というのは設けられないのではないかという気がいたします。あるいは、こちらでそういうものをつくっていった認可のほうにフィードバックするということなのかどうかということが問題だと思います。

3番目のフィードバックの対応については、先生方はどうお考えになるかはわかりませんが、評価を下した段階で当該専門職大学院からその評価結果に対する対応を受け取るべきだと思います。フィードバックが反映されることが重要だということについては全く同意見で、ではそれをどうやって反映させるかといえは、こういう評価が

ありましたけれども、あなたのところはどのようにこれをお受け取りになりますかという答えをもらうようにする。これはほかの行政機関の評価制度でも対応という形で返答するようになっていきますので、それを導入されたらどうかと思います。以上です。

主査 ありがとうございます。それでは、今の点についてよろしくお願いいたします。

まず、最初の目的の部分であります。確かに専門職大学院というのは、かなり明確な目的があって、それによって成立していますので、おっしゃるとおりです。これをどういうふうにするかということは機構内で随分議論いたしました。例えば「ビジネス・MOT」としての目的があるのですけれども、おそらくもう一つは、それぞれの大学で設定されている目的があるわけで、そういうものはまさに個性とつながりますので、そういう目的が明確に定められて、その目的は例えば基準2以下の評価をやる場合にも必要な部分があります。ですから、そういう意味でやはり目的というのはある程度評価するというか、明確に書いていただくということは必ず必要ではないかという感じがいたします。

それから、2番目はちょっと後回しにして3番目のご指摘ですが、確かに設置審があります。ただ学校教育法に定められた設置基準と評価機関としての基準は、必ずしも同じである必要はないですね。そこが複数ある評価機関の特色を出すところなので、それぞれの評価機関がどういう基準を設定して、評価するのかということが問題になります。現に法科大学院の評価に関しましては、機構の基準と設置のときの基準とは必ずしも同じではない部分も多少はあったと記憶しています。ですから最初に入り口があって、その後、定期的に、よく「事後チェック」と言っておりますけれども、そういうことを実行していかなければいけないというのがこの制度です。その上で次が、フォローアップの問題です。これは具体的な評価手順のお話をしますと、ある程度の部分をご理解いただけるとは思いますが、例えば評価に伴って、訪問調査を実施する中で、その時点のいろいろな対応については議論をしています。

問題は、その後のフォローアップ、何年後にそれが実行されたのかどうか。これは今、制度的には、フォローアップをやるということが法的に決まっているわけではありません。ですから、制度的には次の5年以内ごとの評価ということになります。この認証評価のみならず、他の機関別認証評価、法科大学院認証評価も含めて、具体的に指摘した問題がどういうふうに改善されているのかというフォローアップの問題

は、別途検討せざるを得ないだろうと思います。

次に2番目の施設・設備の件です。これはおっしゃるように設置基準にそれぞれの外形的基準にはありませんので、これは例えば先ほど申し上げました教育の目的、あるいは具体的にでき上がっている教育課程によってどういう外形的なものが要るかというのは、当然それに関連して、やはり基準はあると思います。

ただ、そこまでいきますと、分野共通的に定義するということは非常に難しくて、それぞれの分野なり、あるいはそれぞれの大学の目的に応じて対応しないと、質の保証ということにはならないというふうに考えております。

第1点の設置基準とこの認証評価の関係、そして第3点のフィードバックについて、若干補足を申し上げたいと存じます。もちろん数年前に設置認可を受けたものを、その後、4、5年以内に認証評価することになります。そういう意味では、信頼度から言えばさほど基準を落としているということはおそらくないかと思いますが、これは4、5年以内を1サイクルとして2サイクル、3サイクルと続いていくものですので、そうした意味で制度設計としては設置基準を踏まえているということをどの程度具体的に見ていくかということとは別として、やはりそれは確認していくことが、この制度の性格上、必要なことではないかと考えています。

それから、フィードバックの点につきましては、これは機関別認証評価、法科大学院認証評価もそうですが、各年度の認証評価の最後のプロセスのところでは評価結果の案を各申請大学、このケースでは専門職大学院ですが、そちらに送付し、事実関係についての誤認等があれば、意見の申立てをいただいて、改めてその点について審査するというプロセスを経て、かっちりとしたものを最終的に評価結果として出すということが1つです。それから、その後のフィードバックという意味、各専門職大学院がそれを踏まえてその後生かしていくという意味では、参考資料4の「法科大学院評価基準要綱」をご覧くださいますと、例えば37ページのところで「情報の公表」ということ、法科大学院における教育活動等の状況について、毎年度、その内容の重要事項を記載した文書を公表しているかどうかといったことを評価基準の中に織り込むと同時に、47ページの6-1のところで、そうした文書を、毎年度、機構に提出いただき、自らもそれを公表していただくということを法科大学院の場合には評価基準の要綱全体の中で位置づけて、一度限りの評価ということではなく、それを各機関の専門職大学院の質の向上に向けての取組の中にそれを生かしていくような仕組みになっ

ています。

今、法科大学院で現に運用しているものの参考としてご紹介させていただいたわけですが、これをその他の専門職大学院の評価基準や仕組みの上で位置づけるかどうか、そうした観点もご検討いただければと思います。

各専門職大学院の個性を生かすという点は全くそのとおりだと思いますが、一方で、専門職という定義なり資質という点から考えますと、標準化された資質を育成するというのは、どの分野においても必要ではないかと思えます。

そうやってまいりますと、それが直接的に関連してくるのは、基準3の「教育課程」というようなところになるかと思いますが、現在、設置審などでもそういう1つ1つの専門職大学院の審査をする際には、体系的なカリキュラムを大学院が申請してきた中で見ているかと思いますが、実際に標準化された資質というようなことになった場合、あるいは、先ほどご指摘があったような「国際的な基準から」という点から見ますと、やはり一方で分野によってはその教育課程の中の必修科目、コア科目、また選択科目というのもある程度標準化されたものが、諸外国、とりわけアメリカなどのアクリテーション団体では既に出されているようにも思われます。

そういうところまでこの教育課程の中で踏み込んでいくものなのかどうか、そのあたりをお教えいただければと思いますが。

今ご指摘の点は、例えば基準3の「教育課程の体系的な編成」、「教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容」、あるいは、そういうものの形態とか、こういうあたりでご議論していただき、今、ここは共通的に書いておりますが、実際にこの評価を進めていくときにどういうことをそれぞれの分野で考慮したほうがいいかということは、この後に各分野でご議論いただいて出来上がってくることはないかと思えます。

主査 今のはよろしいですか。

はい。

副主査 専門職大学院の質の改善を図るということは、財政的な面が非常に多いと思うのです。先程ご質問あったように、専門職大学院設置基準は、第1条の中で最低の基準であり、水準の向上を図らなければいけないと。その中で環境の変化の中でどうやってこの質の改善をしていくかと。専門職大学院は非常に金のかかるところです。大学は最低の基準としてどれだけ財政的枠を持っているかというのを見られたと思います。

ところが、この基準の中で、資料7-1を見ますと、大学評価基準の基準10「財務」が点線で「専門職大学院評価基準モデル(たたき台)」の基準6に入ってきますけれども、専門職大学院の財務戦略、質の改善を図るために一体専門職大学院はどれだけの資金の調達ができているかというのが評価基準の中で認証評価を見たら大きな役割を占めてくると思うのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

資料7-1、7-2ですが、私どもは、あくまでたたき台として、本日、議論のためのご提案といえますか、素材として提出させていただいているものです。今、ご指摘の点なども含めてご議論は進むものと思いますが、この制度的なところだけ若干ご紹介させていただきます。

資料4の7ページのところです。学校教育法の細目省令と申していますが、「法第69条の4第2項各号を適用するに際して必要な細目」ということで、認証評価機関がその評価基準にどういったことを最低限盛り込む必要があるかを省令で細目として示しているものですが、第1条第2項、これは機関別認証評価において定めるべき基準でございます、その第6号で「財務に関すること」があります。

一方、第1条第3項であります、こちらは専門職大学院についての評価基準として定めるべきものとして、「財務に関すること」、「事務組織に関すること」が落ちているわけです。このように、大学が財務面あるいは事務組織面も含め、専門職大学院も含めた全体として運営されているという実態にかんがみて、この細目省令の上では専門職大学院については定めるべき最低限の評価基準の中に、財務に関することが、位置づけがないということで、このフレームとしてはお示ししておりません。

大学の運営全体は当該大学が専門職大学院も含めて運営されるという実態がありますので、それをどの程度まで専門職大学院の運営に当たっての必要な要素、認証評価を行うに当たっての必要な要素として位置づけるかどうかは、ここでは今ご指摘の点は確かにあらわれていないわけですが、そのあたりも含めご議論をいただきたいと思えます。決してその点を度外視しているものではないことはご理解いただければと思います。

主査 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

先程ご質問が出ていたことなんですが、専門職大学院である以上、一定の資質、標準は大事だろうと思えます。世間相場として「専門職大学院」と称する以上、これだけのことはやらなければならないということがあることは確かなんですが、

同時に、金太郎あめみたいなものをつくろうというのはこの評価制度の趣旨でもないので、これはロースクールの場合、非常に切実な問題で、同じようにやってある水準を確保してもらう必要があるけれども、しかし、個性は生かしてくださいよという、絶対矛盾のようなものを内包しながらこの種の評価というのはやっていくしかないものだろうと思います。

ただ、その場合、結局、この専門職大学院の評価もおそらくそうなるだろうと思いますけれども、認証評価という事柄の本質として、いきなり評価機関が一方的に基準をつくって、おまへのところはこの基準に合わないから駄目だとかということをやれるものではありません。必ず各大学院に自己評価、この基準に沿って自分たちはどう評価しているかということをもとに出していただいて、それに沿って、それをベースにして本当にそうだということを確認していくというやり方をせざるを得ないし、そのほうが合理的だろうと思います。

したがって、施設の基準が何平米以下だ、1平米足りないじゃないかとか、そういう話にはおそらなくななくて、例えば学生と先生が話し合えるようなスペースが確保されているかというような一種の性能基準のようなものがあって、それをそれぞれ大学院が評価をして、自分のところはどう考えている。やっぱり足りないんじゃないのということはあるかもしれませんが、とりあえずその面積の問題はちょっと貧弱だけれども、実は非常によくやられているかというようなこともあるかもしれません。

例えば法科大学院では、厳格な成績評価をしているかという基準があるのですが、「厳格な成績評価」とは何ぞやと言ったら、客観的・一義的にこっちが決めるべきことではなくて、やはりそれぞれの大学院の見識でまずはやっていただくと。それはほんとうに合理的だろうか、そこには対話が成立するわけですし、専門職大学院というと何か非常に難しいんですけども、そういう自己評価のステージを1つ置くことによって何とかやっていけるのではないのかなと思う次第です。

2点ほどですが、1つは後でお話があると思いますが、この資料7-1にたたき台から、今後かなり具体の案ができてくると思います。

それは、機構でつくるのか、あるいは我々が手分けして何か小委員会をつくってやるのかという、それをどうお考えかということが1つです。それから、2点目はちょっと参考までなんですけど、必ずしも専門職大学院全部が設置審を通過しているわけでは

なくて、組織変更届でできているものもあるということと、それから、数量基準に関して、確かに一般的な、理念的な話で済む場合もあるけれども、私が気になっているのは、1つは設置審でそれぞれの分野でかなり固有に使われた数量基準があります。例えば、専任教員の教育歴とか、実務家教員の実務経験年数、そういうのは分野によって違うんですけれども、この分野は何年というのは言われているんですね。それが生きているのかどうなのか、また資格試験での修了要件に対するリクワイアメントがあるんですね。そこはやっぱり理念的な話では済まなくて、数量基準として示さないと思いが悪のではないかと考えています。

2点目は意見ですが、1点目について教えていただきたい。

例えば資料6の2枚目、スケジュールをご覧いただきますと、これをご議論していただき、3月にもう1回ご審議いただきまして、その後、それぞれの分野ごとの検討、もちろん必要であれば分野ごとのチームを設け、検討していただくということもあるかと思えますし、もう一つ私どもが想定していますのは、幾つかの専門職大学院に評価基準のモデルをお渡しして、それに対して具体的に自己評価をやってみて、あるいは、これを評価しようとして、果たしてこれがうまく動くのかどうかですね。あるいは、こういうことがまだ不足しているんじゃないかということ、大学院にお渡ししてご検討いただいて、ご意見もいただきたいと考えております。そういうことを含めてモデル(案)を作成し、パブリックコメント的な意見照会も行いたいと、こういうスケジュールを考えています。おそらく3月から6月の間に先生方にご関係の幾つかの専門職大学院にご協力いただいて、それぞれの大学院でこの基準を具体的に自己評価を進めていただき、果たしてうまくいくのか、その辺も含めてご検討をお願いしたいと考えています。

では、こちらの心づもりとして、チームに協力を要請される場合もあると。

おそらくそれぞれの分野ごとにご検討いただく必要はあると思います。

私は法律に関しては全くの門外漢なのですが、法曹養成検討会等のロースクールの立ち上げの委員会に関わって参りました。現在は中央教育審議会の法科大学院特別委員会で、発足したロースクールが抱えるいろいろな問題についての議論をしております。

私も、最初、専門職大学院としての質の保証をどうするか、ある一定レベルをどう確保するかというふうなことをかなり気にしておりました。しかしそんなことをする

と金太郎あめになってしまう可能性があるのではないかという心配もしていたのですが、特別委員会に出ておられる大学の先生方から逐一、現状についてのご報告を伺って、ものすごく多様性があることを知らされました。ですから、今は金太郎あめになるおそれは私は全くないと判断しております。我々がこれから議論する専門職大学院も、当初は金太郎あめを作ってしまうのではないかとの懸念も出るかも知れませんが、いったんできてしまいますと、多様性はおのずと出てくるのではないかと思います。主査 ありがとうございます。

既にご予定いただいていた時間が過ぎてしまっておりますので、基準等に関してご意見やご質問があれば、事務局まで是非ご連絡をいただいて今後の検討に反映するというにさせていただきます、また、本日いただきました重要なご指摘を踏まえつつ、今後の検討を進めていただく、こういうことを事務局にお願いして、とりあえず第1回目の議論を終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

#### (5) その他

主査 本日予定しておりました議事は以上ですが、今後の開催日程等について事務局からご説明いただきたいと思います。

現在、各先生方に日程の照会をさせていただいているところですが、3月2日で何とか開催できるかなという目途で考えておりますので、仮押さえいただければと思います。

それまでの間、1カ月以上ありますので、今、杉山主査からご発言がありましたとおり、基準等に関するご意見でありますとか、ご質問等、積極的にいただければと存じますし、また、今後、評価基準等を検討するに当たりまして、私ども事務局からも各先生方、それぞれの分野に対する考え方等を個別にご相談させていただくこともあろうかと思っておりますので、ぜひご協力いただければと存じます。よろしく願いたします。

主査 それでは、本日は閉会とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

了